

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、お互いを尊重し合い、個性が生きるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者その他市長が適当と認める者。以下「近親者等」という。）を含め、家族であることを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップであることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと（宣誓しようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。）。
- (4) 双方が、他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこ

と。

- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前において自ら記入した愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、宣誓しようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 双方が現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもの等をいう。いずれも宣誓する日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市外に在住する者であって愛西市への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。

4 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について市と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次

の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(証明書等の交付)

第6条 市長は第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は宣誓者からの申出がある場合は、証明書のほか愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

3 市長は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）に記載された近親者等が証明カードの交付を希望する場合は、当該近親者等にも交付するものとする。

（通称名の使用）

第7条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（近親者等に関する記載）

第8条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、当該近親者等とファミリーシップの関係にあり、証明書等に当該近親者等の氏名及び生年

月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、当該近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、当該近親者等の氏名等を証明書等に記載することができる。ただし、第4条第2項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- （1） 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。））
- （2） 近親者等の記載に関する同意書（様式第4号。15歳未満の近親者等にあつては、宣誓者が親権者である場合を除く。）
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 近親者等について、証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条第1項に規定する宣誓書及び前項第2号に規定する同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあつては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者にこれを代筆させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第9条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長に愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書（様式第5号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

- 2 前項に規定する申立書は、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあつては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者にこれを代筆させることができる。
- 3 第5条の規定は、前項の規定による申し立てをする場合について準用する。この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「宣誓に関する申し立て」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により申立書の提出があつたときは、当該記載され

た近親者等の氏名等を削除した証明書等を交付するとともに、削除する前の証明書等の返還を受けるものとする。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

(変更等の届出)

第10条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）に変更内容等が確認できる書類及び証明書等を添付し市長に届け出なければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による内容変更の届出をする場合に準用する。この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「宣誓書の内容変更の届け出」と読み替えるものとする。

3 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の証明書等を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第11条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し証明書等の再交付を申請することができる。ただし、毀損又は汚損により証明書等の再交付を受ける場合は、当該証明書等を添えて申請しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による再交付の申請をする場合に準用する。この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「証明書等の再交付申請」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは証明書等を再交付するものとする。

4 前項に規定する証明書等の再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(証明書等の返還)

第12条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいず

れかに該当するときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第8号。以下「返還届」という。）に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、第3号の場合であって、宣誓者の一方が近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りでない。また、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の届け出をもって証明書等を返還したものとみなす。

- （1） パートナーシップが解消されたとき。
- （2） 宣誓者の双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。ただし、第16条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。
- （3） 宣誓者の一方が死亡したとき。
- （4） 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- （5） その他各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 第5条の規定は、前項の規定による返還の届け出をする場合に準用する。この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「証明書等の返還の届け出」と読み替えるものとする。

（無効となる宣誓）

第13条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効となった宣誓者は、前条に規定する返還届に証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 宣誓書の内容に虚偽があった場合
- （2） 証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。
- （3） 第3条の各号の規定に反しているとき。
- （4） 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（返還又は無効に係る交付番号の公表）

第14条 市長は必要があると認めるときは、第12条により返還させ、また前条により無効とした証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（提出書類の保存期間）

第15条 市長は、この要綱の規定により宣誓者から提出のあった書類を、第12条第1項の規定により証明書等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日までの間保存するものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第16条 市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定（以下協定という。）を締結し、又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約に基づき連携した自治体（以下「連携自治体」という。）が発行する受理証明書等に類する書類（以下「受理証明書等類似書類」という。）の交付を受けている者が、市内への転入後も引き続き関係を継続し、受理証明書等の交付を希望するときは、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップであることにあることを市長に申し出ること（以下「申告」という。）により、受理証明書等の交付を受けることができる。ただし、転出地である連携自治体の受理証明書等類似書類の交付時において、第3条に規定する宣誓の要件を満たしていないと判断される場合は、この限りではない。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書したファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）（以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、継続申告者は、一方又は双方が性的マイノリティ当事者であることを要しない。

- (1) 転出地である連携自治体が交付した受理証明書等類似書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 申告時において市内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第4条第2項から第4項までの規定は、申告について準用する。

4 第1項の規定による申告は、第4条第1項の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

5 継続申告者から第2項の規定により書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。